

令和6年3月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
内閣官房長官

各宛て

神戸市会議長 坊 恭 寿

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期に渡って全国各地で拡大し大きな被害をもたらしました。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えています。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態も発生したところです。

今後30年以内に高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されていますが、東日本大震災の際には、道路を塞ぐ震災がれきの撤去の遅れのため支援物資の輸送にも遅れが生じ、被災地方自治体の機能停止も問題となりました。

また、本市が経験した阪神・淡路大震災では、自衛隊の災害派遣出動の遅れを始め、関係省庁からの情報収集が十分に行えず、首相官邸に伝わらなかったという問題点が指摘されたことは、政府も教訓として強く認識されているところです。

我が国は、これまで緊急事態の発生に対し災害対策基本法や新型インフルエ

ンザ等対策特別措置法などによって対処してきましたが、従来の法体系では限界があることが判明しました。

感染症は全国に影響を及ぼし、大地震などの自然災害ではどこの自治体であっても被災地になり得るのであって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国的な喫緊の課題です。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにあります。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備について国会が建設的な議論に取り組むことを期待しています。

よって、国におかれては、緊急事態に対応できるよう関係法令の在り方について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。